

役員選出規程

- 1 役員選出については、（6ブロック）の代表による互選とする。6ブロックを2グループに分け、1つのグループは会長・副会長他のグループは理事について選出する。原則は2年交代とする。

①湖東茶北、産水西、南五丁目

②北四丁目、白浜北、白浜（市住）

副会長は庶務と会計を2名で行う。

自治会役員はまちづくり協議会の役員を兼任する。

なお、町内会（区）長以外の役員（会長・副会長）候補者がある場合はこの者を含めて協議選出する。

- 2 役員の任期は、2年とし、2年を超えての再任は防げないが最長は4年とする。
 - 3 役員（会長・副会長）は任期の途中で町内会（区）長を交代しても、任期中はその役職にとどまるものとする。（理事は交代可能）
 - 4 監事は、自治会役員、町内会（区）長経験者を中心に役員会が委嘱する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。